

## 軽自動車税が変わります

**税** 制改正により、来年度（平成27年度）から原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車の税率が次のとおり引き上げられます。なお、小型特殊自動車（農耕作業用、フォークリフトなどの税率は変更ありません）



車種区分		税率（年額）	
		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	<b>2,000円</b>
	50cc超90cc以下	1,200円	<b>2,000円</b>
	90cc超125cc以下	1,600円	<b>2,400円</b>
ミニカー（50cc以下）		2,500円	<b>3,700円</b>
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	<b>3,600円</b>
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	<b>6,000円</b>

**四** 輪車などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率（表⑥欄）が適用されます。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過している車両（電気軽自動車などを除く）は、平成28年度から右の表の経年重課の税率（表⑦欄）が適用されます。



税務課 賦課係 ☎ 22-7762

軽自動車車種区分			税率（年額）※		
			平成27年3月31日までの登録車 ④	平成27年4月1日以降の登録車 ⑤	登録後13年超（経年重課） ⑥
三輪			3,100円	<b>3,900円</b>	<b>4,600円</b>
四輪	乗用	自家用	7,200円	<b>10,800円</b>	<b>12,900円</b>
		営業用	5,500円	<b>6,900円</b>	<b>8,200円</b>
	貨物	自家用	4,000円	<b>5,000円</b>	<b>6,000円</b>
		営業用	3,000円	<b>3,800円</b>	<b>4,500円</b>

※新税率が適用される年度は、車両の新規登録日（初めて車両番号の指定を受けた日）によって異なります。

- ・平成27年3月31日までに登録：登録後13年経過後の年度から⑥が適用（\*新車の登録が平成14年度以前の軽自動車は、平成28年度から⑥が適用）
- ・平成27年4月1日時点で登録：平成27年度から⑤が適用
- ・平成27年4月2日以降に登録：平成28年度から⑥が適用

## 廃車手続きはお済みですか

**原** 動機付自転車や軽自動車などに対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。

- ▶ 現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになります。すみやかに廃車手続きをおこなってください。
- ▶ 知人などに譲渡した場合も名義の変更が必要です。（手続きもこの場合は、前所有者に納税通知書が送られます）
- ▶ 盗難に遭った場合、盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。※詳しい手続きの方法などは右の場所にお問い合わせください。

税務課 賦課係 ☎ 22-7762

軽自動車の種類	廃車手続き・問い合わせ先
原動機付自転車（125cc以下のバイク）	福智町役場 税務課 ☎ 22-7762
小型特殊自動車	
バイク（125cc超～250cc以下）	全国軽自動車協会連合会 筑豊支所 ☎ 0948-82-1008
軽自動車	軽自動車検査協会 筑豊支所 ☎ 050-3816-1753
250cc超の二輪バイク	筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080



税金は、皆さんの暮らしを支える貴重な財源です。ここでは、滞納への対策や町税条例改正など、税に関する情報やご注意をお知らせします。

## 12月は県下一斉徴収強化月間です

**福** 智町では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック、捜索による滞納処分の強化など様々な徴収対策に取り組みます。

この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。

### ■町の徴収月間での取り組み

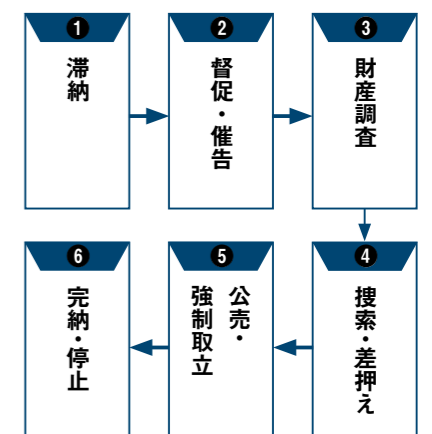
一斉催告、差押えなど滞納処分の強化

### ■納税に関するお問い合わせ

税金の種類に応じて、税務課または県税事務所が収納窓口となります。必ず納税通知書などをご確認ください。

税務課 収納対策係 ☎ 22-7762

### ■滞納処分の流れ



## 田川地区合同公売会が行われます

**田** 川県税事務所および田川地区の市町村では、税金の滞納を解消するために、滞納者から差押えた財産を合同で公売しています。陶器壺、液晶テレビ、洋酒、ライブDVD、軽自動車など約50点が出品予定です。

日時 **11月29日** 9時開場 10時公売開始

場所 田川市民会館（田川市伊田 2550-1）※田川市総合体育館横 ☎ 44-5110

購入方法 オークション（せり売り）  
※当日に公売参加登録申請が必要です（受付は**9時45分**まで）

参加に必要なもの 代金、身分証明書、印鑑  
※代理で参加される場合は委任状が必要です

税務課 収納対策係 ☎ 22-7762



←今回の合同公売会は福岡県初の全品オークション方式。雑貨から自動車まで多数出品予定。ぜひご来場ください。

## 法人事業者のかたへ

### ▶法人町民税の法人税割税率が引き下げられます

税制改正により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人町民税の法人税割の税率が次のとおり引き下げられます。今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前年度の法人税割額の4.7/12か月（通常は6/12か月）となります。※前事業年度が1年に満たない場合は「4.7/事業月数」の額が予定申告法人税割額です。

税務課 賦課係 ☎ 22-7762

開始事業年度区分	税率
平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割	12.1%